公益財団法人 食の新潟国際賞財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人食の新潟国際賞財団定款(以下「定款」という。)第62条第2項の規定に基づき、公益財団法人食の新潟国際賞財団(以下「本法人」という)の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員)

- 第2条 賛助会員は、本法人の運営に関して、財政的及び人的物的に寄与するもので、次の2種類とする。
- (1) 正会員(次条に規定する賛助会費を納入した者)
- (2) 特別会員(定款第62条第1項第2号及び第3号に規定する会員で、本法人に対し寄付行為 又は人的物的支援を行った者)

(申込及び会員有効期限)

- 第3条 賛助会員のうち正会員になろうとするものは、申込書を本法人に提出し、代表理事の承認を 得たうえで所定の年会費を納入するものとする。会員有効期限は、入会日から1年後の月の末日まで とする。
- 2 特別会員の寄付行為の手続きは、公益財団法人食の新潟国際賞財団寄付金取扱規程によるものと し、会員の有効期限は、入会日から1年後の月の末日までとする。

〈会員の年会費及び寄付額等〉

第4条 年会費及び寄付額等は、正会員、特別会員の区別に従い下記のとおりとする。

正会員 法人・団体 年額 5万円

個人 年額 1万円

特別会員 年額 10 万円 (年基準額) 以上の寄付、またはこれに相当する人的・物的支援 (年会費納入)

第5条 正会員の年会費は、新規入会時を除き、会員有効期限が満了するまでに納入するものとする。 (更新)

第6条 正会員の会員資格は、本人(法人・団体の場合は代表者)から退会の意思表示がない限り、 会員有効期限満了後に自動更新するものとする。

(会員資格)

- 第7条 賛助会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。
 - (1) 本人(法人・団体の場合は代表者)から退会の意思表示があった場合。
 - (2) 年会費未納入の状況が3カ月間継続し、事務局からの催促に応じない場合。
 - (3) そのほか本法人が会員として不適当と認めた場合。

(既納年会費)

第8条 既納年会費は、これを返還しない。

(特典)

- 第9条 賛助会員は、下記の特典を受けられるものとする。
- (1) 財団通信の送付
- (2) セミナーなどへの優先参加

- (3) 授賞式への招待
- (4) その他本法人が認めた特典

附則

この規程は、公益法人設立の認定日から施行する。